

平成26年度中小企業関係税制

平成25年12月24日、平成26年度の税制改正大綱が閣議決定されました。中小企業関係税制の主な内容は次のとおりです。

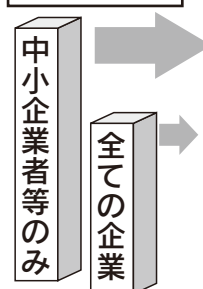
財務基盤を強化する

- 中小法人の法人税率の特例
所得のうち800万円以下の金額に対する税率を大企業25・5%に対し、中小企業15%に軽減
- 欠損金の繰越控除
過去（法人9年間、個人3年間）の損失を翌年度以降の利益と相殺
- 欠損金の繰戻還付
損失を前年度の利益と相殺
- 交際費等の損金算入の特例
中小法人の交際費の800万円まで100%損金算入できる措置
- 平成26年度税制改正で、全法人で、交際費（飲食費に限る）の50%を損金算入できる措置を創設。中小法人は現行措置との選択適用可（次頁参照）

投資を促進する

- 青色申告特別控除
正規の簿記に基づき申告する者に65万円（簡易な方法：10万円）の所得控除
- 少額減価償却資産の即時償却
30万円未満の償却資産を対象に全額損金算入を認める措置（下図参照）
- 中小企業投資促進税制
機械装置等の設備投資への既存措置の延長（平成29年3月31日まで）に加え、生産性向上に資する設備への投資について、即時償却又は税額控除（資本金3000万～1億円は7%、資本金3000万円以下は10%）の上乗せ措置を創設（平成29年3月31日まで）（次頁参照）
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

措置の内容



取得価額	償却方法
30万円未満	全額即時損金算入
20万円未満	3年間で均等償却（注） （残存価額なし）
10万円未満	全額即時損金算入

合計 300万円まで

本則

（注）20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

30万円未満の資産の例

（合計 300万円まで）
全額即時損金算入

経営革新等支援機関、商工会議所等からの助言を受けて、中小商業・サービス業等が実施した器具備品などの投資額の7%を税額控除、又は30%を特別償却

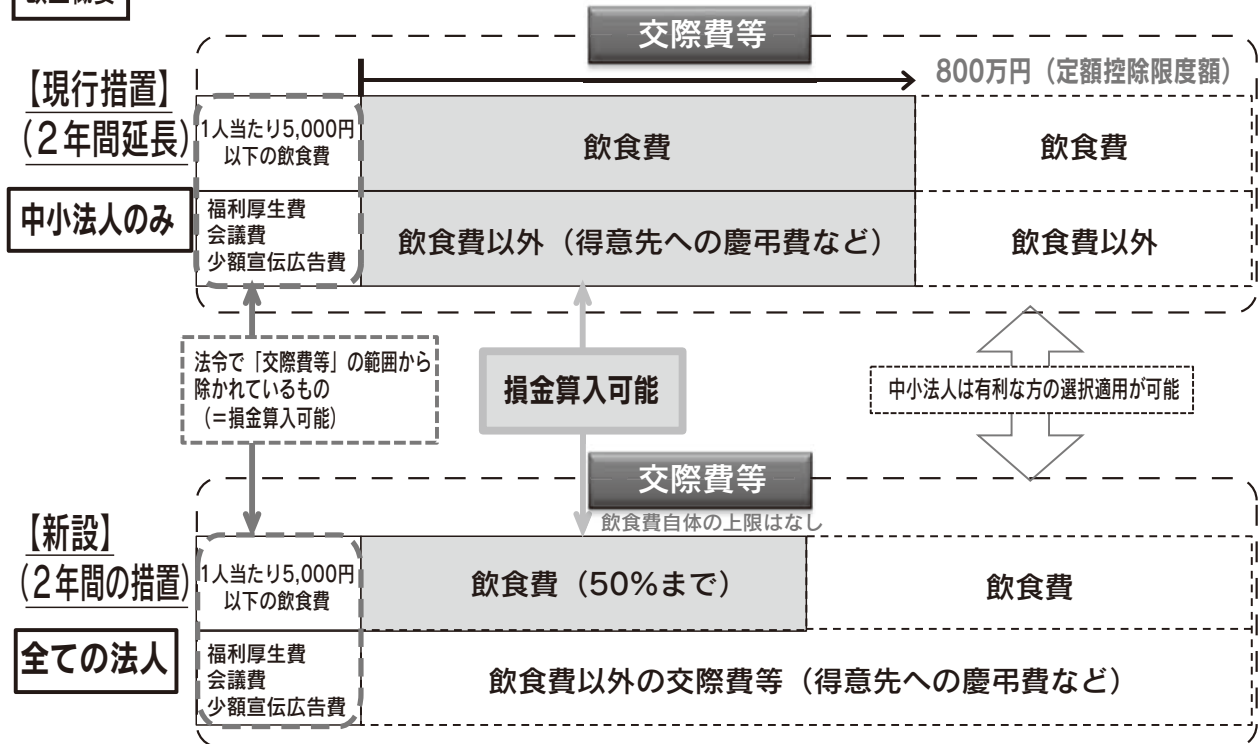
○研究開発税制
試験研究費の一定率（12%）

地域の雇用を守り、新たな雇用を増やす

- 事業承継税制
次世代経営者の自社株評価額を1/5に軽減。平成25年度税制改正で適用要件の大幅な緩和等により、使い勝手を改善（平成27年1月施行）
 - 小規模宅地等の課税価格の特例
特定事業用宅地（400㎡まで）に係る相続税を80%軽減。平成25年度税制改正で特定居住用宅地等（330㎡まで）との併用が可能に（平成27年1月施行）
 - 雇用促進税制
従業員の2名以上増加等の条件を満たした場合に、税額控除。平成25年度税制改正で1人当たり控除額を引上げ（20万円→40万円）
 - 所得拡大促進税制
給与等支給額を前年度比で一定割合増加させた場合等に増加分の10%を税額控除。秋の大綱で前年度比5%から2%（平成26年度中）等に要件緩和
- を税額控除。平成26年度税制改正で増加型の税額控除率の上限を引上げ（5%→最大30%）

■ 交際費課税の特例措置

改正概要



■ 中小企業投資促進税制の拡充・延長

上乗せ措置の適用対象

- 旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備
 - ・すべての機械装置 (ソフトウェア組込型装置は最新モデル・一代前モデル、それ以外の装置は最新モデル)
 - ・サーバー、試験・測定機器 (最新モデルのみ)
 - ・稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア (最新モデルのみ。生産性向上要件なし。)
 →上記機器に関連する工業会等がメーカーから申請を受けて確認
- 投資収益率が5%以上となる投資計画に記載された設備 (現行措置の対象設備 (貨物自動車、内航船舶を除く。))に限る。生産性向上・最新モデル要件なし
 →申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士等がチェックし、経産局が確認。

現行措置

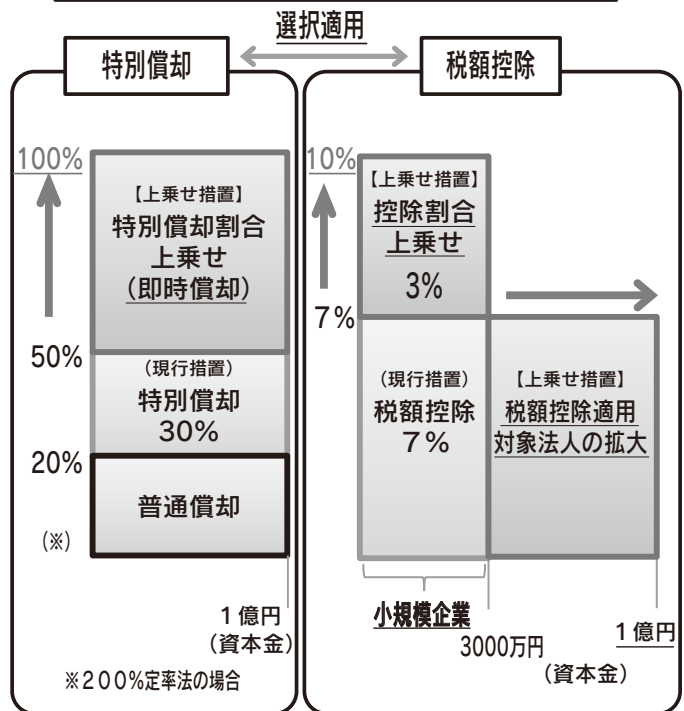
対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて (1台160万円以上)
	器具・備品	電子計算機 (複数台計120万円以上)
		デジタル複合機 (1台120万円以上)
		試験又は測定機器 (複数台計120万円以上)
	工具	測定工具及び検査工具 (複数台計120万円以上)
	ソフトウェア	複数基計70万円以上
貨物自動車	車両総重量3.5t以上	
内航船舶	取得価額の75%	

改正概要

【適用期間:3年間(平成28年度末まで)】

※上乗せ措置は産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から適用

上乗せ措置 (3年間の措置として創設)



現行措置 (3年間の延長)